

検証声明書

日本航空株式会社 本社及びグループ7社

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という) は、日本航空株式会社(JAL, 本社所在地: 東京都品川区東品川 2-4-11、以下「申請者」という) からの申請に基づき、2022 年度(2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)の GHG 直接排出量(スコープ 1)、エネルギー起源の間接的な GHG 排出量(スコープ 2)及びその他の間接的排出量(スコープ 3)を対象とした「GHG インベントリ」の検証業務を行った。

対象事業場: 申請者の本社事業場及び JAL グループ7社

適用規格: ① Global Reporting Initiative: G4 Sustainability Reporting Guidelines
② JIS Q 14064-3:2011 年版 (ISO14064-3:2006 年版) (検証基準)
③ 環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(算定基準)

保証水準と重要性: 限定的保証水準(重要性の閾値は検証員による専門的判断)

2022 年度の GHG インベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO ₂)
直接的な GHG の排出量 (スコープ 1)	8,202,934 ^{*1}
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2)	42,044 ^{*2}
その他の間接的排出量 (スコープ 3 カテゴリー 1, 2, 3, 6, 7, 8)	1,758,229
合計 GHG 排出量	10,003,207

注) *1、*2、エネルギー使用量(電力換算値) 34,125,220 (MWh)

検証意見: 申請者が算定した「直接的な GHG の排出量」、「エネルギー起源の間接的な GHG の排出量」及び「その他の間接的排出量」が、準拠すべき報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、重要な点において認められなかった。

2023 年 7 月 20 日

一般財団法人 日本海事協会

山口 欣 弥

*この検証声明書は、添付の検証声明書(本書)の要約であり、これらと同時に公表される場合にのみ有効です。

検証証明書

日本航空株式会社 本社及びグループ7社

検証業務の一般事項

この検証証明書は、日本航空株式会社に対して発行されるものである。

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、日本航空株式会社(JAL, 本社所在地:東京都品川区東品川 2-4-11、以下「申請者」という)より、2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の「GHG インベントリ」の検証業務を委嘱された。

申請者が作成した GHG インベントリは、GHG の直接排出量(スコープ1)、エネルギー起源の間接的な GHG 排出量(スコープ2)及びその他の間接的排出量(スコープ3 カテゴリー 1, 2, 3, 6, 7, 8)を対象としている。

検証業務の範囲は以下の通りで、範囲の選択は申請者の単独の責任であり、当会は範囲の選択に関しては一切の責任を負わない。

2022年度(2022/4/1-2023/3/31)の以下からの CO2 排出量

・JAL グループ(日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアコミューター株式会社、株式会社ジェイエア、日本エアコミューター株式会社、株式会社 ZIPAIR Tokyo、株式会社北海道エアシステム、スプリング・ジャパン株式会社)の航空機からの CO2 排出量

但し、他社機材による共同運航便は除く

不定期便・臨時便・チャーター便を含む

メンテナンス等の無償フライトは除く

・以下 12 拠点 CO2 排出量

- (1) 日本航空株式会社 東京空港支店
- (2) 日本航空株式会社 テクニカルセンター
- (3) 日本航空株式会社/株式会社 JAL エンジニアリング メンテナンスビル
- (4) 日本航空株式会社 エンジン庫
- (5) 株式会社 JAL エンジニアリング 羽田整備ビル
- (6) 株式会社 JAL エンジニアリング 機装工場
- (7) 株式会社 JAL エンジニアリング 原動機第4工場
- (8) ジャルロイヤルケータリング株式会社 羽田工場
- (9) 日本航空株式会社 成田空港支店(オペレーションセンター)
- (10) 日本航空株式会社 成田貨物支店
- (11) 日本航空株式会社 成田整備地区センター(成田B地区)
- (12) ジャルロイヤルケータリング株式会社 成田工場

適用規格: ① Global Reporting Initiative: G4 Sustainability Reporting Guidelines
② JIS Q 14064-3:2011 年版 (ISO14064-3:2006 年版) (検証基準)
③ 環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(算定基準)

GHG データの管理責任

申請者は、GHG 排出量の算定と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、算定された GHG 排出量に対する検証業務を実施することである。算定された GHG 排出量は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

検証手続

当会の検証は、申請者の定める報告基準に準拠して算定された GHG 排出量について、限定的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」、環境省「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」、環境省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(Ver.3.3)」は、「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るために、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社事業場(東京都)及び羽田地区 3 カ所におけるサイト訪問
- 上記サイトでの GHG 排出量データ・情報管理、報告書作成に係わる主な担当者へのインタビュー
- 算定に使用された GHG 排出量データ・情報の管理プロセスのレビュー
- 算定に使用された GHG 排出実績データ・情報について、本社事業場における集計と入手可能な情報源との整合の検証
- 国際線及び国内線の航空機の排出源データと構成に関するレビュー
- QA/QC システム及び給油時のデータ入力に関するダブルチェック体制のレビュー

保証水準と重要性

この検証声明書で表明された検証意見は、重要性の閾値として、限定的保証水準(検証員による専門的判断)に基づいて決定している。

検証意見

上記の検証手続により、当会は意見表明の為に合理的な基礎を得たと判断しており、下の別表に要約された直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他の間接的排出量が、準拠すべき報告基準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、重要な点において認められなかった。

改善推奨事項

- ISO14064-1 または GHG Protocol に準拠したモニタリング計画を開発されることが望まれる。
- Scope3 の算定項目の一層の充実を図ることが望まれる。

2023 年 7 月 20 日

一般財団法人 日本海事協会
認証部

主任検証員:

小岩 敏郎

小岩 敏郎

別表 : 2022 年度の GHG インベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO ₂)
直接的な GHG の排出量(スコープ 1)	8,202,934 ^{*1}
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2)	42,044 ^{*2}
その他の間接的排出量(スコープ 3 カテゴリー 1, 2, 3, 6, 7, 8)	1,758,229
合計 GHG 排出量	10,003,207

注) *1、*2、エネルギー使用量(電力換算値) 34,125,220 (MWh)

*この検証声明書は、「GHG 排出量報告書」と共に公表される場合のみ有効です。

*この検証声明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。